

卒業生 SFC-CNS アカウントの利用内規

湘南藤沢 ITC

卒業生が塾員として、後輩との交流、卒業生同士の交流を促進し、色々な場面で役にたててもらおうという趣旨で、本塾すべての学部の新入生は藤沢キャンパスにあるSFC-CNS上で利用のためのアカウントを、年間利用料金を払うことにより申請できるようにします。

以下の注意事項をよく読んで申し込んでください。

第1条 利用可能な機能

情報のプライバシーとセキュリティ、ソフトウェアの著作権、ライセンス方式などのいくつかの要因により、卒業生の利用アカウントにおいては、SFC-CNSの提供している機能を全部利用することはできません。

原則として、以下に示すようなサービス方式を取ります。

1. 卒業生のアカウントで利用できる機能
 - a. パブリックドメインあるいはフリーソフトウェア
メール、ニュースなどのネットワークユーティリティ、フリーソフトウェアの言語処理系（gccなど）、フリーソフトウェアのユーティリティ（GNU Emacsなど）
 - b. 本塾で作成したデータベース
2. 卒業生アカウントで利用できない機能
 - a. 本塾にてアカデミックライセンス方式で導入したソフトウェア（SASなど）
 - b. 本塾にてアカデミックライセンス方式で導入した商業用データベース（日経NEEDSなど）
 - c. 塾生などのプライバシーに強く関連するデータベース
 - d. メディアサーバ

第2条 利用申請の時期

利用申請は、いつでもできますがITCの事務手續の負担を減らすため、できるだけ卒業年次の3月末までに行ってください。この場合、後述のように在学中既にSFC-CNSにアカウントを持っていた場合には、使用していたファイルを200MBまでそのまま移行できます。

9月卒業の場合は、9月末までに申請を行ってください。

第3条 アカウントの削除

SFC-CNS上に既にアカウントを持っていて、その利用の申請が卒業年次の3月末までになかったものについては、原則として4月中にアカウントを削除します（9月卒業の場合は10月中）。

これ以降に卒業生の利用申請をした場合は、在学中に利用していたファイルは保存されていませんので注意してください。

第4条 アカウントの継続

卒業生アカウントは毎年3月末までに所定の継続申請手續を行うことにより利用登録を延長できます。

なお、この継続申請手續がない場合は、4月中にアカウントが削除されますのでご注意ください。

第5条 利用料金

別途定める年間利用料金を前金で支払うものとします。期間は、4月1日から翌年3月末日です。

年度途中の申し込みでも、利用期間は申し込み時点から該年度の3月末日迄とし、料金は同じとします。

申し込み時点が10月1日以降の場合は、年間利用料金の半額とすることがあります。

また、原則として利用料金は返金いたしません。

9月卒業の場合は、10月1日から翌年3月末日までの利用料金を払うものとします。

第6条 ファイル利用量

ファイルの利用量の制限は、200MBとします。

第7条 ファイルの移行

既にSFC-CNS上にアカウントを持っている利用者に対しては、卒業年度の3月末日（9月卒業の場合は9月末日）までに継続利用を申請した場合、3月末日（9月卒業の場合は9月末日）の時点でファイルの利用量が200MB以下ならば、それらのファイルをそのまま移行します。

200MBを超えているものに関しては、ファイルの移行の保証はしませんので注意してください。

第8条 プリンタ利用

在学生とは異なり、印刷1枚目から1枚当たり所定の課金を行います。

第9条 アクセス方法

SFC-CNSにおける従来通りのダイヤルアップ接続及び、他のネットワークからのアクセスは利用できます。

卒業生がログイン可能なコミュニケーションサーバはcs0.sfc.keio.ac.jpに制限されます。

なお、メールサーバ(mail.sfc.keio.ac.jp)にログインしてメールの転送の設定を各自で行うことが可能です。また、個人用ホームページを編集するためwebedit.sfc.keio.ac.jpにログインすることが可能です。

卒業生の利用頻度が多く、学部のサービス提供に支障をきたすような場合には、ログインできる時間、回線数を制限する場合がありますので、ご了承ください。

第10条 ログイン名

SFC-CNSに既にアカウントのある場合は、既存のものと同じログイン名を割り当てますが、UNIXシステム上の数字で表わされるuidは変更になる可能性があります。

また、新たに利用申請をした場合には、ある規則に従ったログイン名をITCが作成し割り当てます。

なお、大学院卒業者に関しては新たに利用申請をした場合に準じて取り扱うこととし、既存のログイン名を使用することができません。

第11条 その他

計算機資源の割り当て、その他の問題が生じ大学としてのキャンパスネットワークの運営に支障をきたすと判断された場合には、この利用制度を中止することがあります。次年度以降の卒業生利用制度は大幅な見直しがあり得ることを了承しておいてください。

また、本来の利用者と同様、不正利用、目的外の利用等があった場合はそのユーザアカウントを取消し、その利用が停止されます。

附則1 別途定める利用料金

本制度で行われる卒業生アカウントの利用料金は年間2万円とします。但し、卒業の翌年度の利用料金に限り、卒業時（3月末日）までに申請したものについては、半額の1万円とします。9月卒業の場合は、卒業時（9月末日）までに申請したものについては、卒業年度の10月から翌年3月まで利用料金を5千円とします。

プリンタの出力料金は、モノクロプリンタからの出力の場合1枚5円、カラープリンタからの出力の場合A4印刷は1ページ15円、A3印刷は1ページ30円とします。

1994.3.10 新規
1996.3.11 改定
1997.3.10 改定
1997.11.29 改定
2001.1.16 改定
2002.3.11 改定
2002.9.9 改定
2004.8.23 改定
2005.9.7 改定